

## スポーツの普及啓発（子ども・成人向けスポーツ体験イベント）事業 事業者選定に係る 質問及び回答

	質問内容	回答
1	イベント業でなく旅行業登録ですが、コンペ参加には問題ありませんでしょうか。	応募資格は、募集要項P2 第3応募資格のとおりです。応募団体の業種については、問いません。
2	講師として著名人（スポーツ選手、芸人など）を招待した場合は、タレント名を明示したほうがよろしいでしょうか。	講師については、具体名を挙げて提案してください。応募にあたって、講師を紹介する資料を別途添付してください。
3	提出書類（7）貸借対照表、（8）損益計算書は2019年11月～2020年11月分の提出でいいでしょうか。	財務諸表については、直近の年次の決算書類を提出してください。
4	チラシ配布数について 公共施設1,000部、小学校1回につき約11,000部、中学校1回につき約3,000部、毎回上記数量が必要ということでしょうか。	区内の小中学校の全児童・生徒に配布する場合は、1回につき、小学校は約11,000部、中学校は約3,000部必要です（ただし、年度によって児童・生徒数に多少の変動があります）。この他に、区有施設での配架用として、1回につき1,000部を見込んで作成してください。 なお、チラシの配布回数については1回ごとに作成する必要はありません。複数回まとめて作成することも可能です。
5	案内について イベント参加の可否を郵送またはFAXで案内 最大で100名×11回＝1100件、個別宅への案内が発生するという認識でよいか	参加の可否の連絡は、応募者全員に行ってください。 今年度の応募者数は、報告書に掲載してありますので、参考にしてください。
6	講師について 毎回の講師人数は、昨年同様の規模を想定しているか（昨年実績3名程度） 昨年は、司会・ゲストが芸人さん等で構成されているが、この点についても昨年同様の規模を想定しているか	講師の人数は、実施競技の内容や定員を考慮のうえ、設定してください。特に人数についての制限は、ありません。
7	イベント当日の指導を有名選手やスポーツ教室などに依頼を検討しているが、会場装飾のため指導を依頼した企業のロゴや名称の入ったのぼりを会場に設置することは可能か	あくまでも区主催事業ですので、参加者に営利活動と思われるような華やかな装飾はできません。のぼり等を設置する場合は、必ず事前に区と協議してください。
8	初心者限定、経験者限定など募集者を限定してしまうことはNGか。もしくは午前中に初心者コース、夕方から経験者コースとして1日で2回実施することは可能か？（上記は両方とも子供向けを想定しています。）	対象年齢で時間を区切って実施することは可能です。応募者を限定してしまうことはできません。 1日に2回実施することは可能ですが、その場合1回分の実施とします。 また、募集要項P6に掲載している仮予約施設を利用する場合は、利用可能時間内に撤収まで行ってください。利用時間の延長はできません。